

世界の海につながる島の「地域知」 海洋保護区と地域振興

島が育んできたさまざまな知恵は、海を通じて世界とつながる構想力の源となっている。離島振興の再出発にあたり、海域の保護と漁業を両立させてきた、その「地域知ちいきち」こそが、自らの島を活かすことにもなるだろう。海の適切な管理に有効な「海洋保護区」を例に、島々の持つ可能性を考えてみたい。

清野聡子

1. 島は小宇宙、海はつながるもの

島は、海と大地と空との接点である。島の海岸に立つと、陸上生物の私たち人間は、地球規模の現象のはざまに生きているのだと、想像力がはばたく。とくに外洋の火山島では、波が陸を削ろうとする力を実感する。海底からマグマが噴出し続けたために洋上に島が生まれたが、噴出が止まれば陸地は海に戻っていく。

島は、海で縁取られた空間であり、陸上動植物の棲む小宇宙である。海水が周りに満ちていても、淡水は限られている。動植物は、水の分布条件に応じてモザイク状に凝縮

して分布しており、これが島の景観美の源となっている。人もまた工夫を凝らし、天水を溜める軒先の大きな甕、岩蔭の泉、沢水を引く水道など、わずかな淡水を守り続けてきた暮らしがある。

島があることで、空にも景観がつくられる。島は海面から顔を出した突起物であり、とくに外洋では海を渡る湿った風が島に当たって、雲が発生する。笠雲や、洋上にたなびく雲から大洋を渡る風が想起できる。

島の海岸は、海流のただ中であって、海が運ぶもののフィルターとなっている。漂着物を見れば、海流の上流にあたる地の暮らしぶりや、棲息する動植物を想起できる。

島の周りの海は、島を世界から隔てるものではなく、つ

なぐものであるという。島の方々の、海をめぐるこの逆転の発想に近い独特の感覚に、広めの陸地に住んできた人たちは驚嘆し、感動する。

2. 島の自然的・社会的条件

海と人とのあり方を考える海洋政策の立案にあたっては、このような自然条件のもとに生まれ育った島の方々の知恵



活火山島である伊豆大島の筆島（ふでしま）海岸。



五島福江島の頓泊（とんとまり）海岸を対岸から望む。



浮き玉の漂着する海岸、石垣島にて。

五島福江島の三井楽沖にある姫島とたなびく雲。



や経験から、多くを教えられる。日本では、海洋政策の位置づけが長らく定まらず、統合的な「海洋基本法」が制定されたのは二〇〇七年である。同法の第九条（地方公共団体の責務）に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、沿岸自治体は海を活かした地域づくりが進めやすくなった。しかしながら、海洋という地球規模の時空間をもつ超越的な存在と、境界の設定を前提とする国家や自治体、そして地域とをどのように結んでいくのか。遅々として進まない日本の海洋政策に対して、島の方々はこの問いをつねに反芻しながら生きてこられたのだと思う。

ここで、島の自然条件と社会条件をそれぞれ整理しておきたい。

（1）自然条件

① 海の地域知と広域的な地理感覚

島の周辺海域の生態系や環境の特徴は、日常生活や漁業、交通と不可分である。海は風向きや潮向きなどが、どこをとっても同じではない。とくに荒天時の波の高さは海域によつて異なるため、港や船の条件が異なってくる。そのため、島の方々はつねに天気図や波浪警報など、住んでいる場所だけでなく、より広い範囲の気象・海象情報にアンテナ

ナを張り、判断を行っている。

② 島の周囲の海の特徴と漁業

島の漁業のあり方は、周辺の海の特徴と対応している。海水（液体）の中に陸（固体）が存在するだけで、周囲に特別な流れの場ができる（海峡性の渦や極地性湧昇流など）。この物理条件からプランクトンが湧き、生産性が高い生物豊かな海域が形成されて好漁場となる。とくに回遊魚の来遊にはまたとない条件となる。また、急深の海に面した島では、深海生態系の水産資源（キンメダイなど）の恩恵を受けている。

③ 海洋の環境変化を直接的に受ける

海水温の上昇により、海中の生物相が変化している。漁業や水産加工は対象種が変わり、サンゴの健康や海藻の繁殖状態に観光の価値が左右される。そのため、地球規模の気候変動の話題に関心が高い。藻場環境の悪化、とくに磯焼けは、アワビやサザエなどの生育に直接影響している。

島の方々は、このような基本的な海洋の特性を当たり前のように理解している。「海洋保護区」(後述)の検討や管理にあたって、海の豊かな知識や経験をもつ地域住民は重要な人材である。海への市民参加を進めるためには、啓発や教育の機会を用意してゼロベースから始めねばならないが、むしろ島では、海洋リテラシーは経験と実感にもとづく「生

活知」として定着しており、意識化されていないといえる。

(2) 社会条件

① 海を中軸にした地域観

島のアイデンティティの基盤は「海洋」であり、漁業や海洋レジャーが重要な産業となっている。

② 海を通じたつながりの経験

漁業や海運を通じて、すでに海を介した人のつながりがある。また、漂流や漂着の経験から、越境的な人や物の移動が不可避であることも知っている。

③ 海の境界をめぐる歴史的経緯への認識

地域間や国家間の問題に直面した歴史的経験をもち、海は、自由な往来の可能性を持つが、境界紛争や領有権の問題も孕んでいるとの認識がある。地政学的に重要な地域での、紛争を激化させまいとする住民のバランス感覚や理念に学ぶところは大きいはずである。

3. 「海洋保護区」の国際動向

島の地域政策の一環として、「海洋保護区」を導入する動きが始まっている。その背景を述べてみたい。

海洋保護区 (MPA: Marine Protected Area) とは、海洋生態系の保護や環境保全のために開発や採取の制限・管理

を行う空間をいう。保護と利用の度合いによって、カテゴリーも幅広くあり、管理内容もさまざまである。

しかし国内では、海洋保護区は立ち入りや漁業行為、開発が禁じられているというサンクチュアリ型のタイプのみが強調され、偏見と理解不足が続いてきた。とくにアジア太平洋で年次目標を国際社会が共有しながら進めている海洋環境政策に対し、日本は人口での足踏みが続いている。

海洋保護区は、一九九二年のリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットでの持続可能性、自然保護、市民参加に関する議論に始まり、二〇〇二年の段階では、一〇年後の二〇一二年に海洋保護区の国際ネットワークを形成する目標が設定され、国や地域性に合わせた仕組みづくりが試行錯誤しながら進められてきた。

とくに島嶼地域は熱心で、漁業基地としても有名な大西洋のアゾレス諸島、世界的観光地のミクロネシアやインドネシア、さらにその近隣諸国において、サイズや管理形態のさまざまな保護区が設定されている。とくにサンゴ礁を有する地域では、指定海域の良好なサンゴの生育状態が、観光面における一種の品質保証となっている。もちろん過度の立ち入りは保護区の主旨と反するが、観光的価値が高められ、経済活動とある程度は両立している。

ところが日本では、海洋保護区は環境保全、水産振興、国土管理行政などの隙間に落ちこみ、拾う部局もないまま

国際的な情勢から取り残されていた。日本には、古くから水産資源保護のための慣習的な禁漁区があり、近代に入り天然記念物や鳥獣保護区、国立公園の指定、現在はラムサール条約登録湿地などの空間管理が存在している。日本の海洋保護区の導入や展開は、すでに実質的な管理が行われていたり、その必要性がある現場からのボトムアップであれば、よりスムーズであったと考えられる。

日本の海洋保護区政策に転機が訪れたのは、海洋基本法のもとで策定された「海洋基本計画」(二〇〇八年)への記載である(註1)。

さらに、二〇一〇年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第一〇回締約国会議」(CBD/COP10)では、「愛知目標」(Aichi Targets)の、「二〇二〇年までに海域の一〇パーセントを保護区とする」という数値目標が立てられた(註2)。

この会議の議長国である日本は、海洋分野の国内政策を急速に推し進めた。環境省は「海洋生物多様性保全戦略」を二〇一〇年度に策定し、二〇一一年三月に公表した。そこで初めて海洋保護区は、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と明記された。

この定義はかなり生態学的で、国際自然保護連合(IUCN

CN: International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)などの国際的な自然保護の議論とは連動しているが、既存の国内制度とのマッチングが課題となっている。同年五月には、環境省が既存法を対応させ、国立公園、共同漁業権区域などを日本の海洋保護区と位置づけた。しかし、もともと成立過程や理念が異なる制度をスライドさせるのは無理がある。一度は、正面から検討しなおす必要がある。

日本全体での海洋保護区政策は進展が遅いが、その理由の一つは、新たな枠組みの制度設計から着手せざるをえないためと考えられる。保護区とは、前述のように「境界を持つ区域」である。既存の空間管理、とくに国土管理系の海岸保全や港湾のような既存の制度による区域管理が設定されており、縦割り行政を超えるべく試行錯誤が行われているが、統合的管理は難航している。海洋保護区の管理には、境界内外の状態、水や生物の「動態の把握」が必要であり、「人」と「技術」が充実している必要がある。

保護区の定義を注意深く読むと、法制度や管理者が厳格に決まっている区域だけでなく、「そのほか効果的な方法(effective means)により管理された区域」がある。つまり、当地の事情に合わせて、保護が実施されるルールや方法がよく、あまり考え過ぎず試行錯誤で進めていくのも十分可能である。

このように海洋保護区の検討には、広域的な海洋と自らの地域の自然・社会条件に合ったビジョンや計画が描ける構想力や意欲、経験、情報の底力が必要である。海にかかわる多様な関係者の合意形成を行い、さらに国際的動向も念頭に置きながら、継続的に関わり続けることが可能な主体となると、そのような状況に慣れてきた島嶼地域が有力である。

4. 海洋保護区の先陣は島の基礎自治体

日本でも海洋保護区の積極的な導入は、島から始まっている。新たな海洋環境政策に対して、島の自治体は積極的に反応しているのが興味深い。これは、前述の島の自然・社会条件のもと、海洋保護と関係する案件は自らすでに整理しているため、外部から新たに持ち込まれた言葉や概念であっても、具体的な内容と照応し翻訳できるためと考えられる。

日本の海洋保護区には、現在直接的な法律はない。日本政府が概念整理を行うが、実務的な仕組みはこれからである。何より、利害関係者との合意形成には、基礎自治体のきめ細やかな対応が必要になる。保護区は、地域行政が本気で進めねば、国が旗を振っても実現しない政策の代表例である。

長崎県対馬市では、二〇〇九年に検討が始まり、二〇一〇年度からは本格的に「対馬市海洋保護区設定推進協議会」が結成され、二〇一二年には「科学委員会」も組織された。協議会では、各漁法の代表者が委員として、持続可能な漁業と海洋保護のあり方を議論している。対馬海峡では、海洋や水産の分野で多くの観測結果や研究が蓄積されてきた。しかし、地元対馬での海を活かした活動や地域政策に活かされないことも多かった。保護区の設定や管理の検討が、従来型の漁業調整と混同されるようなので、海流などの物理環境や生態系の基礎情報をもとに、国内での初めての検討が必要となった。そこで科学委員会が設置され、海洋の生態系や環境の観点から保護すべきエリアを見出し、基礎情報を整理して客観データを提示する役割を担うこととなった。

また、沖縄県竹富町と石垣市では、基礎自治体としての海洋基本計画を策定しており、その中で海洋保護区の検討を行っている。

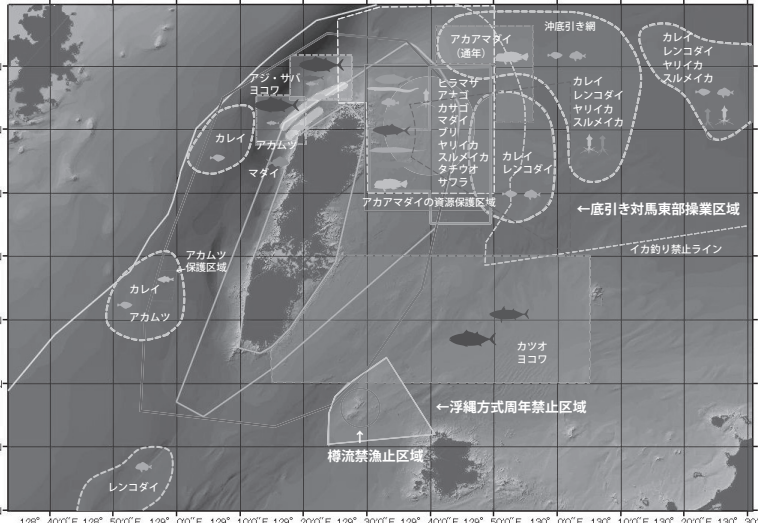
5. 海洋保護区のゾーニングを支える地域知と科学

海洋保護区のゾーニングは、海域の自然・社会の基礎情報の整理から始まる。

①沿岸域の基盤に関する既存の基礎情報（海底・陸上地形、

図1 上対馬地区漁業者ヒアリング結果による漁業上重要な海域

海底地質、既存の管理区域などを地理情報システム（GIS）で整理、②漁業、生態系、環境関係の情報を重ね合わせ（漁



©対馬市役所・九州大学
 (海底地形データ提供(財)日本水路協会海洋情報研究センター)

場・魚種・漁期、漁業調整)、それに加え、③漁業者ヒアリング(生態系、海洋環境、漁業上の特徴的な海域、知見、トピック)を、対馬市と九州大学で共同で行っている。

海洋保護区の設定や管理にあたって図面化は必定だが、とくに、③は重要なプロセスである。対馬の海洋保護区の検討図面のうち、上対馬地区の漁業者に対するヒアリング結果による漁業上重要な海域図を示す(図1)。保護区が実効性を持つには、候補地の選定段階から積極的な地域住民や利害関係者の参画が必要である。とりわけ漁業者の位置づけは重要で、海洋の野生生物は現場に身を置く漁業者がもっともよく観察しているはずである。学術や業務の調査は、密度や頻度、時間の蓄積において漁業者の比ではない。

一方、漁業者からの情報と科学との照応は、水産海洋学などでは普通に行われてきた。現場海域に詳しい漁業者からの知見をもとに、研究や観測の仮説が立てられ、それを科学調査で検証する。その結果を漁業者に伝えて議論をし、このプロセスを繰り返して実証にいたる。漁業者も事実上のチームの一員となった研究手法がとられてきたが、水産・海洋・地域政策では、それをもっと活かす領域として海洋保護区管理がある。

そのため、対馬の海洋保護区の検討では、漁業者の知識や情報を、①や②の既存情報と重ね合わせ、漁場利用だけでなく海洋生態系の情報としている。

今後、漁業者の生物判別力、環境の定量的調査や記録の確度が向上すれば、海洋保護区の管理者として漁業者の役割が拡大すると思われる。

また、広域的な保護区の議論では、沿岸の水産資源は島内の漁業者であれば持続的な利用が図られるが、島外のごく大規模漁業ではそれが保証されにくいとの考えから、漁業の制限を提案する可能性がある。その場合、地元優先で対馬の利益のみ考えていると誤解される可能性があるため、まずは自らの水産資源と海洋の保護の活動を明確化して、自他に示す必要がある。それが海岸や地先海域での活動であり、対馬周辺海域に産卵や稚魚の成育のために回遊する魚種の餌の確保にもつなげるイメージである。

6. 海洋保護区の国際基準における漁業の扱い

海洋保護区の検討にあたって気になるのは、島の基幹産業である漁業と自然保護との両立である。

海洋は世界的に、近代以降は植民地開拓、漁業・鉱物資源争奪、覇権争いの場となってきた。海洋は国家を超えた地球の「コモンズ」(共有物)であるとの国連海洋法条約の理念は、目前の厳しい現実を変えるために提唱されたともいえる。

自然保護は、開発や大規模利用との利害調整である。目

的や価値観が異なる社会集団の調整には、多くの人が納得、妥協できる基準が必要である。保護区のあり方の議論は、世界的に事例を収集・分析し、国際会議の場で議論しながら頻繁にバージョンアップし続けている。たとえば、いわゆる欧米型の保護論が自国の事情に合わないと考えれば、国際会議の場で具体例をもとに改正する意見を述べ、やりとりを継続的に進めればよい。アジア太平洋の国々はそうした行動をとってきたが、日本は残念ながらそのような輪にほとんど入っていない。

海洋保護区の定義やカテゴリー、とくに漁業との関係は、国際的に整理されている。表1は、IUCNが二〇一二年九月に出した海洋保護区の最新の分類と海洋での活動との関係表で、表2は、保護区の分類表である。海洋保護でもっとも問題になっているのは、大規模で破壊的な漁業、違法操業、乱獲である。一方、伝統的な漁業、小規模で持続可能な漁業は、当地の自然と人のつながりを示す活動として評価が高い。また、観光、遊漁、採集なども生態系を壊さないレベルでは、禁止とはされていない。

とくに、生物多様性条約の「愛知目標」など国際的な自然保護の議論では、小規模な漁業に必要な伝統的な知識は、「保護すべきもの」とまで位置づけられている。これは、陸域の自然保護区と小規模農業の関係でも同様である。

この国際的な議論は現在、日本の沿岸漁業をグローバル

経済から守ろうとする論点とほぼ同じである。つまり、日本国内で膠着している議論も、目を世界に転じれば、同じ問題と闘う人たちがおり、参考になる事例や考え方も多く、世界的な枠組みの問題をともに解決する仲間がいる。

7. 海洋保護区の国際基準と島の漁業

利害調整では曖昧さが有効な場合もあろうが、新しいことを始める場合には、定義や基準の設定は不可欠である。

いまの国際社会では、「海洋保護区の設定は持続可能な漁業のための手段」という認識が一般的になってきている。日本ではなぜか、海洋保護区や国立公園に指定されると操業できなくなる、との噂話が漁業の現場だけでなく行政や漁業団体にまで広まっている。保全・保護と開発・利用のような利害調整での対応は、時と場合に応じて細かく適用されるが、一括りにした上ですべてを否定して放置するのは無策である。

このような誤解もしくは情報操作は、情報収集と情勢分析力が試される国際海洋政策の形成において、危険な精神風土や慣習であるといわざるを得ない。日本では、このような判断や意思決定が続く限り、東アジアの海洋の環境保全や持続可能な利用の急転回している議論に的確に反応したり、さらにリーダーシップをとることは困難と思われる。

ここでも島は、的確に自然保護と漁業を両立させている。たとえば北海道利尻島の昆布は、「国立公園の昆布」として、一段ランクが上の海で育った健やかな水産物とのイメージ形成に成功している。観光客にとつても、国立公園の利尻島に観光に行った証明になる、最高の情報が付加されたお土産である。生産地の自然の豊かさが商品力をアップさせる時代、島の漁業は的確に自ら守ってきた海の環境をアピールポイントにしている。

8. 国際的な議論と噛み合う島の海洋保護

日本の海洋環境政策の積極的な国際展開が見えないなか、印象的だった数日がある。それは、IUCN海洋・水産部局次長のフランソワ・シマール氏を九州に招聘し、現場の市民、自治体・政府関係者、メディア、研究者とのワークショップやフィールドワークを行ったときのことだ。氏は知日派フランス人で、一九八〇〜九〇年代に日本に留学し、漁港や漁村、自然保護などについて、研究だけではなく、日本中のフィールドワークをもとに、行政や市民活動など幅広い分野との交流を深められた。モナコ水族館の副館長を経て、現在は世界の海洋保護区の基準策定など、非常に重要な役割を担われている。

シマール氏の任務は、韓国の済州島で二〇一二年九月に

表1 各IUCN管理カテゴリーと海洋での活動の関係
Matrix of marine activities that may be appropriate for each IUCN management category

海洋での活動 (Activities)	IUCN 管理カテゴリー (IUCN management category)						
	Ia	Ib	II	III	IV	V	VI
資源採取を伴わない調査研究 (Research: non-extractive)	Y*	Y	Y	Y	Y	Y	Y
資源採取を伴わない伝統的利用 (Non-extractive traditional use)	Y*	Y	Y	Y	Y	Y	Y
資源回復/保全強化 (例: 外来種などの規制、サンゴ再生) (Restoration / enhancement for conservation [e.g. invasive species control, coral reintroduction])	Y*	*	Y	Y	Y	Y	Y
伝統的漁業/伝統的文化や利用に従った採集 (Traditional fishing / collection in accordance with cultural tradition and use)	N	Y*	Y	Y	Y	Y	Y
資源採取を伴わないレクリエーション (例: ダイビング) (Non-extractive recreation [e.g. diving])	N	*	Y	Y	Y	Y	Y
大空間での低強度の観光 (Large scale low intensity tourism)	N	N	Y	Y	Y	Y	Y
海運 (国際海事法上避けられないものは除く) (Shipping [except as may be unavoidable under international maritime law])	N	N	Y*	Y*	Y	Y	Y
野生鳥獣管理 (例: サメの規制プログラム) (Problem wildlife management [e.g. shark control programmes])	N	N	Y*	Y*	Y*	Y	Y
資源採取を伴う調査研究 (Research: extractive)	N*	N*	N*	N*	Y	Y	Y
再生可能エネルギーの生成 (Renewable energy generation)	N	N	N	N	Y	Y	Y
資源回復/その他の規制強化 (例: 海辺の回復、魚の集約、人工岩礁) (Restoration / enhancement for other reasons [e.g. beach replenishment, fish aggregation, artificial reefs])	N	N	N*	N*	Y	Y	Y
レクリエーションのための釣り・漁や回収 (収穫・採集・掘削など) (Fishing / collection: recreational)	N	N	N	N	*	Y	Y
漁業/採集: 長年行われてきた持続可能な地域の漁業活動 (Fishing / collection: long term and sustainable local fishing practices)	N	N	N	N	*	Y	Y
養殖 (Aquaculture)	N	N	N	N	*	Y	Y
整備 (例: 港・商港など、浚渫) (Works [e.g. harbours, ports, dredging])	N	N	N	N	*	Y	Y
未処理廃棄物の排出 (Untreated waste discharge)	N	N	N	N	N	Y	Y
海底などの採集 (Mining [seafloor as well as sub-seafloor])	N	N	N	N	N	Y*	Y*
居住 (Habitation)	N	N*	N*	N*	N*	Y	N*

凡例

不可 (No)	N
原則不可 (特別な事情がある場合は除く) (Generally no, unless special circumstances apply)	N*
可 (Yes)	Y
ほかには代替できない場合は可。ただし特別の承認は必要。 Yes because no alternative exists, but special approval is essential	Y*
* 取り組みが MPA の目的に沿っておりしっかり管理されているかどうかによる * Variable; depends on whether this activity can be managed in such a way that it is compatible with the MPA's objectives	*

出典: 「Guidelines for Applying the IUCN Protected Area Management Categories to Marine Protected Areas」 (Best Protected Area Guidelines Series No.19, 2012. Sep. IUCN)

行われた IUCN の大会の WCC (World Conservation Congress) の開催であった。世界から自然保護関係の NGO、政府、国際機関、研究者が集う国際会議で、日本からは NGO のほか環境省、水産庁、外郭団体も参加した。

開催地の済州島は、日本でいうと沖縄と五島をミックスしたような自然・歴史・文化の魅力あふれる島である。五世紀から一二世紀ごろまでは耽羅国として朝鮮半島とは別の国家であり、現在も同国の特別自治区である。ユネスコ

表2 IUCN 保護地域の管理カテゴリー

IUCN 保護地域管理カテゴリーの説明及び海洋保護地域に対するカテゴリーの適用を示す。

カテゴリー	名称	管理目的	IUCN 保護地域カテゴリー
Ia	厳正保護地域 (Strict Nature Reserve)	学術研究もしくは原生自然の保護を主目的として管理される保護地域	カテゴリーIaは、生物多様性の保護を目的として指定された厳正保護地域である。保護の対象は生物多様性だけでなく、地質学的・地形学的特質が含まれることもある。これらの地域では人間の立ち入り、利用ならびにそれがもたらす影響は、保全すべき価値の保護に反しないよう厳しく管理もしくは限定される。カテゴリーIa 保護地域は、科学調査やモニタリングにとって重要な参照地域とならう。
Ib	原生自然地域 (Wilderness Area)	原生自然の保護を主目的として管理される保護地域	カテゴリーIb 保護地域は通常、継続的な居住もしくは大規模な居住が行われず、自然の特徴とその影響が残されている広大な原生地区もしくはわずかに変更された広大な地域で、こうした自然の状態の維持を目的として保全・管理される。
II	国立公園 (National Park)	生態系の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域	カテゴリーII 保護地域は、大規模な生態学的過程を保護するために指定され、当該地域の特徴である種と生態系を備えた広大な自然地域もしくは自然に近い地域である。環境および文化的に許容可能な精神的、科学的、教育、レクリエーション、観光機会も提供する。
III	天然記念物／自然現象 (Natural Monument or Feature)	特別な自然現象の保護を主目的として管理される地域	カテゴリーIII 保護地域は特定の自然の特徴の保護を目的とし、地形、海山、海底洞くつ、渓谷などの地学的現象、古代林などの生物学的現象を含む。通常、面積は非常に小さく、観光価値が高い。
IV	種と生息地管理地域 (Habitat / Species Management Area)	管理を加えることによる保全を主目的として管理される地域	カテゴリーIV 保護地域は特定の種や生息地の保護を目的とし、管理もこれを優先する。この目的のために定期的かつ積極的な介入を必要とする保護地域も多いが、これは本カテゴリーの必須要件ではない。
V	景観 (海洋景観) 保護地域 (Protected Landscape / Seascape)	景観の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域	人間と自然の長年にわたる相互作用により、生態学的、生物学的、文化的、景観的価値を備えた地域となった保護地域であり、この相互作用の完全性の保護が、当該地域および関連の自然保護、その他の価値の保護・維持に不可欠であるような保護地域。
VI	管理資源保護地域 (Managed Resource Protected Area)	自然の生態系の持続可能利用を主目的として管理される地域	カテゴリーVI 保護地域は、関連する文化的価値と天然資源の伝統的管理制度とともに、生態系と生息地を保護する。通常、広範囲に渡り、そのほとんどが自然の状態にあり、一部のエリアで天然資源の持続可能な管理や、自然保護を損なわない低レベルの天然資源の非産業的利用が行われることが、当該地域の主な目的の一つである。

出典：「日本の海洋保護区のあり方～生物多様性保全をすすめるために～」(2012年5月、公益財団法人日本自然保護協会)

の世界自然遺産（火山島と溶岩洞窟群）や世界ジオパークにも認定され、自然保護の国際的な枠組みを活用して、島の観光の価値を高めてもいる。世界の自然保護関係者に来島の機会を提供するメリットは大きかったと思われる。

「海洋保護区」のあり方をめぐって、事例の収集と分析、提言がなされた。この会議での海洋保護をめぐる理念、利害調整、漁業の内容による保護のカテゴリー分類などは、対馬での状況と

海洋保護区と島の生態系保全は、WCCでの重要なテーマだった。自然保護の分野では、海洋がとくに大きな問題となってきた。生物多様性の保全のためにも、乱獲や混獲、漁獲物の投棄の中止が急務だ。以前は、漁業の日本が集中的に槍玉が上がっていたが、現在は世界中で水産資源の争奪戦が繰り広げられており、水産資源の保護や持続可能な漁業は世界的な課題となっている。その一つの手段となる「海洋保

照応する内容である。つまり日本の島嶼が抱える問題は世界的なものであり、世界の議論もまた地域政策に反映できるのである。この会議のエッセンスは、シマール氏と日本の漁業現場を熟知する対馬市副市長との議論として、対馬ケーブルTVのミニ番組にまとめられている。

大都会で行う島や海洋の議論が、いまひとつ噛み合わない場合があるのはなぜか。理念と現場を行き来しながら考察を深める具体性、そして当事者性に欠けることが一因である。現場の実例で鍛え上げられなければ、理念的な政策も意味を持たない。日本の海洋保護区政策は、現場での積み上げを必要とする段階にあるといえるだろう。

9. 自然の再生は「保護」か？

対馬における海洋保護の議論では、日本やアジアの沿岸はかぎりなく開発されており、人間の手が加わらない「保護」だけでは自然は守れないとの話となった。海洋保護区の国際基準では、人工化が進んだ区域の再生も、カテゴリーVI（管理資源保護地域）として扱っている。

日本の沿岸、とくに干潟、河口、砂浜は大きく開発されており、とりわけ汽水域は生物多様性、漁業資源上、水質管理上も、その再生が急務となっている。仮りに政策が、公共事業で失われた環境や文化を再生させる方向に動いた

場合には、海洋保護区的な空間として再生できる可能性がある。

これまでの公共事業では、税金使用の原則から、耐用年数に至るまで構造物の改造や撤去、転用は原則ご法度だ。しかし、時代の変化が激しく、現状や将来構想に合わない構造物は、改修によってより機能を発揮することもある。



対馬・佐護漁港の脇にある神社。



対馬「ヤマネコ米」の育つ田んぼ。

現地を精査し、現存構造物や土砂も有効利用したうえで、現地の自然条件に照らして再生する事業があつてもよいはずである。

対馬でも、佐護地区の汽水域の改修を契機として、上流の無農薬「ヤマネコ米」栽培とも連動して、汽水域のシジミ、河川のウナギ、アユもふくめた、流域から海までの一体的な再生ができそうである。

ヤマネコ米の評判が高くなりつつあるが、その流域の河口に伝統的な木舟が浮かび、高床式の倉庫が並ぶ美しい漁村があつたなら、観光的な価値も生まれよう。

10. 海の「地域知」を活かした島の地域振興を

島の海の抱える課題は、地域外との関係の中で考えねばならないものばかりである。解決策は、海流や季節風など地球規模の現象が地域の海にどう影響するかという視点にかかっている。

たとえば、漂流・漂着ゴミ(海ゴミ)問題を考えてみる。

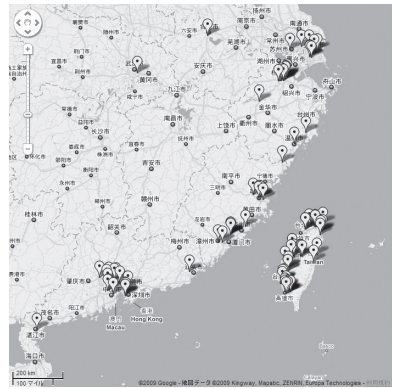
拾えど拾えど減ることはなく、出口が見えないが、清掃や回収を諦めて放置してしまえば、未来を閉ざすことになる。憤懣やるかたないが、海ゴミの処理に困っている当事者同士で、共通の未来を描いていくしかない。

長崎県福江島(五島市)の例を挙げる。二〇〇七年から行っている海ゴミの分布調査で興味深い結果が出た。島の南岸は夏に中国産が、西岸から北岸にかけては冬に韓国産が、北岸は初夏に日本産の割合が高かった。これは、北上する対馬海流が台風などによる多種のゴミを南岸にもたらし、冬の北北西季節風が韓国から浮力の強い発泡スチロールやペットボトルを運んでくる。福岡をはじめとする国内由来

図2 奈留島(五島市)に漂着したペットボトルの生産地(韓国)



図3 奈留島(五島市)に漂着したペットボトルの生産地(中国・台湾)



のゴミは、梅雨の出水で日本海に流れ出し、南流に乗ってやってくる。

このように、島の海岸によって季節ごとに外力が異なるのは、島の方々にとっては常識だが、研究者にとっては非常に新鮮で重要な情報である。たとえば、効率的な海岸清掃は季節と場所を選ぶが、島の「地域知」をもとにした細やかなプログラミングがすでになされているし、それを意識化、系統化、さらに科学化すれば、漂流・漂着物マネージメントができそうである。

図2・図3は、長崎県奈留島（五島市）の大串ノコビ崎に漂着した海外のペットボトルの生産地を示したものである。日本産もあるが、海外産は主に韓国、中国、台湾が多い。

これらの生産地は、かつて「遣唐使」がつかないでいた港（都市）とも重なっている。古代や中世でも、海の知識をもった島の人たちが、雲を読みながら、大陸への船出のタイミングなどの情報提供をしていたに違いない。

いまや近隣諸国は経済発展を遂げ、主要都市では水質が悪化し、ミネラルウォーターに頼るようになった。時代の差はあっても、水や廃棄物の問題は共通している。

このように、島の方々の海に対する知見とセンスが、今後の海洋保護区管理には不可欠である。新たな離島振興にとっての最大の財産と資源は、まさに島に生きてきた人々

ちそのものである。

【註釈】

註1 海洋保護区の海洋基本計画への記載・2 海洋環境の保全等(1) 生物多様性の確保等のための取組「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」

註2 「愛知目標」の目標11…「二〇二〇年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の一七パーセント、また沿岸域及び海域の一〇パーセント、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される」

清野聡子（せいの さとこ）

九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授。1964年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退。博士（工学）。専門は、沿岸・流域環境保全学、水生生物学、生態工学で、漁場の開発と保全の調整、希少生物生息地の再生、地域住民や市民の沿岸管理への参加、地域の知恵や科学を生かした海洋保護区を研究。環境省海洋生物多様性保全戦略専門検討会委員、水産庁広域漁業調整委員会委員、対馬市海洋保護区設定推進協議会委員などを務める。共著に『水の知 自然と人と社会をめぐる14の視点』（化学同人、2010年）、『川と海』（築地書館、2008年）などがある。